

◆税額控除◆

調整控除

所得税と個人住民税の人的控除の額が異なることによる税負担の増加を調整する控除。

(ア)個人住民税の合計課税所得金額が200万円以下の場合

A・B いずれか小さい金額に市民税3%、県民税2%

A: 5万円+人的控除の差の合計額

B: 合計課税所得金額

(イ)個人住民税の合計課税所得金額が200万円超の場合

A・B いずれか大きい金額に市民税3%、県民税2%

A: (5万円+人的控除の差の合計額) - (合計課税所得金額 - 200万円)

B: 5万円

配当控除

配当所得について、法人段階で法人税が課税され、個人段階でも所得税・個人住民税が課税されるため、その二重課税を調整するための控除。ただし、課税総所得金額等の額によって、控除率は異なります。

配当控除の適用のある配当所得は、法人から受ける利益の配当、出資金に係る剰余金の分配、金銭の分配、証券投資信託の収益の分配等に係るもの。

住宅借入金控除

住宅ローンを組んで入居し、所得税の住宅借入金特別控除の適用を受けたがなお控除しきれない額がある場合に、その控除しきれない額を個人住民税から控除する制度。ただし、入居した年によって控除が受けられない場合や控除額が異なる場合があります。

※申告について

	適用条件
初めて控除を受ける者	・税務署での確定申告 ・勤務先での年末調整不可
控除を受けるのが2年目以降の者	・税務署での確定申告 ・勤務先での年末調整

寄附金税額控除

ふるさと納税の実施を機にこれまで所得控除であった寄附金控除の控除対象寄附金の範囲を拡大し、税額控除にしたもの。

外国税額控除

所得割の納税義務者が外国にその源泉のある所得について、その国の法令によって所得税や住民税に相当する税が課されており、更にその所得にわが国の所得税や住民税が課された場合には、国際間の二重課税となるため、これを調整するための控除。

配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

所得割の納税義務者が、配当割又は株式等譲渡所得割を課された場合において、翌年の4月1日の属する年度分の個人住民税申告書(又は確定申告書)に配当割額又は株式等譲渡所得割額に係る一定事項を記載して提出した場合は、個人住民税に係る所得割額からそれぞれの金額を控除するもの。

※控除しきれない金額がある場合は、還付又は個人住民税に充当する。